

総括表① 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013676	北海道	奥尻町	-	-	14.8	102.6
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	2,493,431	169,220	財政再生基準	20.00	35.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成22年度決算）

Ver.22.01

団体名

北海道奥尻町

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	40,881	1.6
	バス交通事業特別会計	45	
	自動車整備工場事業特別会計	2,735	0.1
	あわび種苗育成センター事業特別会計		
小計		43,661	1.8
標準財政規模		2,493,431	100.0
実質赤字比率 (%)		-1.75	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	5,051	0.2
	国民健康保険直営診療所事業特別会計	156	
	介護保険事業勘定特別会計	2,242	0.1
	後期高齢者医療事業特別会計	136	
	老人保健医療事業特別会計		
	介護保険介護サービス事業勘定特別会計		

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	国民健康保険病院事業会計	153,450	6.2
法 非 適 用 企 業	簡易水道事業特別会計	37	
	港湾施設用地造成事業特別会計	42	
	公共下水道事業特別会計	69	
	漁業集落排水事業特別会計	30	
合計		204,874	8.2
標準財政規模(再掲)		2,493,431	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-8.21	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「負の値」で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成22年度決算)

Ver.22.01

団体名 奥尻町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3①表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てられ補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成20年度	830,453			67,606	126	37,713	2,489	24,247	74,819	10,640	501,105	32,202
平成21年度	785,130			64,417	127	32,123	1,279	24,885	73,407	9,434	485,191	28,841
平成22年度	768,773			64,722	127	33,912	2,545	22,389	77,050	11,251	486,180	22,895

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成20年度		4,194	422,626	1,800,997	94,797
平成21年度		3,484	392,020	1,871,002	147,126
平成22年度		3,491	371,864	1,952,347	169,220

⑱
地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成20年度	17.17410
平成21年度	14.24662
平成22年度	13.04173

実質公債費比率(3カ年平均)
14.8

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成20年度			20,777		8,565			8,319	52
平成21年度			15,631		8,284			8,168	40
平成22年度			14,864		8,002			11,018	28

総括表④ 将来負担比率の状況（平成22年度決算）

Ver.22.01

団体名

北海道奥尻町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
5,548,770	74,995	889,373	1,811	1,016,495						

(分母比)

293 4 47 0 54

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
696,420	333,114		4,559,940

(分母比)

37 18 241

将来負担額 A	398	—	充当可能財源等 B	295	A - B	103	将来負担比率 (%)
7,531,444			5,589,474		1,941,970		
=							
標準財政規模 C	132	—	算入公債費等の額 D	32	C - D	100	
2,493,431			600,867		1,892,564		
=							
102.6							

資金不足比率等に関する算定様式

共通事項										2①表 公営企業会計に係る資金不足額等														2①別表 地方財政法				
法適用企業										法適用企業														法適用企業				
地方公共 団体コード	都道府県 名	市区町村名等	団体 区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	支道 区分	法道		(14) 合計														6.2 (単位:千円)				
										(1) a+b+c(-d)	(2) 繰入地方債	(3) e+f-g(-h)	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 合3各1項の 額・合4条の額	(7) 解消可能資金 不足額	(8) 資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比率)	(9) 資金不足額(資金不 足比率)	(10) 営業収益の額 -受託工事収 益の額	(11) うち指定管理 者利用料金	(12) 資本・負債(宅 造のみ)	(13) 事業の規模 (10x(11))	標準財政規模 比(8)/x(%)	繰越欠損金	(1) 資金不足額 (地財法)	(2) 事業の規模 (地財法)	(3) 資金不足比率 (地財法)(%)	
013676	北海道	奥尻町	5	2,493.43	国民健康保険病院事業 会計	病院	1	法道	30,550	30,550			184,000	184,000			▲ 153,450	153,450		647,931		847,931		367,683	6.2	647,931		
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				
								法道																				